

青森県報

第六百六十七号

令和五年
九月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 一
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出…………… (同) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (会計管理課) …… 二
- 証紙売りさばきの廃止…………… (同) …… 二
- 公 告
- 国土調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 三
- 教育委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (学校施設課) …… 三
- 正 誤
- 令和五年九月十三日定例告示中…………… (畜産課) …… 四

告

示

青森県告示第五百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指 定 年 月 日
名 称 一般社団法人福泉会	主たる事務所の所在地 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇一〇の七二	名 称 ホームケアセンター・リスパ	令和五年九月二十五日
	居宅介護	所 在 地 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇一〇の七二	

青森県告示第五百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和五年八月三日
医療法人むらかみ脳神経クリニック	八戸市売市四丁目七の七	令和五年七月二日

青森県告示第百八十三号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	佐藤 仁秀	勤務する病院等	診療科目	指定辞退年月日
	津軽保健生活協同組合生活病院			
所在地	弘前市大字扇町二丁目二の二			

佐藤 智	津軽保健生活協同組合生活病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	眼科（視覚障害）	〃
------	----------------	---------------	----------	---

青森県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年十月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後			
1	県道	折茂上北町停車場線	上北郡東北町大字大浦字道ノ下二八の五から上北郡東北町大字大浦字川内橋場二八まで	七・四一メートルから一四・三三メートルまで	一四・三三メートルから一七・四一メートルまで	一一七・三九メートル	

青森県告示第百八十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
	青森市本町五丁目五の二一	一般社団法人青森県猟友会	五所川原市大字水野尾字懸樋三〇七	令和五・九・一九
			五所川原市大字水野尾字懸樋三〇六	

青森県告示第百八十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年八月三十一日をもって青森県収入

証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市中央一丁目一の二九
株式会社青森日商連
- 二 売りさばき場所
青森市中央一丁目一の二九

公 告

国土調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森市大字戸門字土筆山の一部

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月二十七日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年八月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
北日本石油株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目二八の五
- 六 契約金額
一キロリットル 十万六千七百円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号
- 八 契約の相手方を決定した手続
購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

正 誤

令和六年九月三十一号	発行年月日 番号
告示	区分
第五六二二号	番 号
二	ページ
全	段
表中	行
口清丸紅印 肉牛用配合飼料 和牛仕上用基礎	誤
口清丸紅印 肉牛用配合飼料 和牛仕上用	正

畜 産 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭	